



グランピング五感 宿泊約款

制定日：2022年7月1日

第1条(適用範囲)

- 当宿泊施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 当宿泊施設が法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条(宿泊契約の申込み)

- 当宿泊施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊施設申し出させていただきます。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日および到着予定時刻
 - 宿泊料金
 - その他当宿泊施設が必要と認める事項
- お客様が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊施設は、の申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条(宿泊契約の成立等)

- 宿泊契約は、当宿泊施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当宿泊施設が承諾しなかったことを証明したときはこの限りではありません。
- 前項により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の基本宿泊料金をお支払いいただきます。
- 次の各号に定める事由が生じたときは、当宿泊施設は、当該お客様にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊契約はその効力を失うものとします。
 - 前条1項に基づき申出のあった連絡先への連絡を試みても、最初の連絡をした日から起算して10日以内(但し、宿泊日当日までの日数がこれに満たない場合は、宿泊日当日の15時まで)に連絡がとれないとき。
 - 当宿泊施設からの連絡を拒否されたとき。

第4条(宿泊契約締結の拒否)

- 1.当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1)宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2)満室により客室の余裕がないとき。
 - (3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5)宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (7)宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
 - (8)宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力関係団体(法人を含む、又はその関係者、その他反社会勢力、以下「暴力団等」という。)であるとき。
 - (9)宿泊しようとする者が、暴力団等が事業活動を支配するもしくは役員(主要な幹部を含む)を務める法人その他団体又はその関係者であるとき。
 - (10)宿泊しようとする者が、施設もしくは施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

第5条(宿泊客の契約解除権)

- 1.お客様は、当宿泊施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2.当宿泊施設は、お客様がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当宿泊施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前にお客様が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
ただし、当宿泊施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、お客様が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当宿泊施設が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3.当宿泊施設は、お客様が連絡をしないで宿泊日当日の19時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約はお客様により解除されたものとみなし処理することができます。

第6条(当宿泊施設の契約解除権)

- 1.当宿泊施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
 - (1)お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
 - (2)お客様が、当宿泊施設内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるとき。
 - (3)お客様が伝染性(感染症は含まない)の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。
 - (4)宿泊に関し合理的な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
 - (5)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (6)客室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。
 - (7)宿泊する権利を譲渡し、又は譲渡しようとしたとき。
 - (8)宿泊契約の締結が旅行代理店を通じてなされている場合において、当該旅行代理店からの宿泊代金の支払いが確認されていないとき。なお、宿泊代金の支払いが確認されていない場合は、支払いが金融機関の窓口営業時間終了の間際に振込の方法によって、もしくは金融機関の営業時間の如何にかかわらずインターネットを介した銀行取引の方法等によってなされたものの、翌日が金融機関の休業日となっているため、当日に振込の事実が確認されない場合を含みます。
 - (9)この約款又は当宿泊施設の利用規則に違反したとき。
 - (10)その他、第4条の各号、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。
- 2.前項に基づく解除の通知は、口頭又は第2条に基づき申出のあったお客様の連絡先への電話、電子メール又は書面により行うものとし、当該通知が、第2条に基づき申出のあった連絡先に通知をしても到達しない場合には、第3条3項の規定を適用するほか、通常到達すべき期間を経過した時点をもって到達したものとみなして取扱うことができるものとします。
- 3.当宿泊施設が前2項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、第1項(3)及び(5)の場合を除き、宿泊料金の返還はいたしかねます。

第7条(宿泊の登録)

- 1.お客様は、宿泊日当日、当宿泊施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1)お客様の氏名、年令、性別、住所および職業
 - (2)外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国情地および入国情年月日
 - (3)出発日および出発予定時刻
 - (4)その他当ホテルが必要と認める事項
- 2.お客様が第11条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

第8条(客室の使用時間)

- 1.お客様が当宿泊施設の客室を使用できる時間は、当宿泊施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2.当宿泊施設は、前項の定めにかかわらず、同項に定める時間以外の客室の使用に応じることがあります。この場合において、出発予定日のチェックアウト時刻を越える場合は、1泊分の宿泊料金相当分の追加料金を申し受けるものとし、到着日のチェックイン時刻前からの使用についても同様とします。
- 3.前2項に基づきお客様が客室を使用できる時間内であっても、当宿泊施設は、安全及び衛生管理その他当宿泊施設の運営管理上の必要があるときは、客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

第9条(利用規制の遵守)

- 1.お客様は、当宿泊施設内においては、当宿泊施設が定めて各客室に備え置いた利用規則に従っていただきます。

第10条(営業時間)

- 1.当宿泊施設の主な施設等の営業時間は各所の掲示、客室内のサービスガイド等でご案内いたします。
- 2.前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第11条(料金の支払い)

- お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳およびその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
- 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当宿泊施設が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わる方法により、お客様の出発の際または当宿泊施設が請求した時、フロントキャッシャーにおいて行っていただきます。
- 当宿泊施設がお客様に客室を提供し、使用が可能になったのち、お客様が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条(当宿泊施設の責任)

- 当宿泊施設は宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿泊施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 当宿泊施設は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第13条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 当宿泊施設は、お客様に契約した客室を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当宿泊施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第14条(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

- お客様の手荷物が、宿泊に先立って当宿泊施設に到着した場合は、その到着前に当宿泊施設に連絡があり、これを了解したときに限り、保管するものといたします。
- お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品が当宿泊施設に置き忘れられた場合、当宿泊施設は、原則として発見日を含めて7日間保管し、その間にお客様から返還の申出がなされなかった場合には、これを最寄りの警察署へ届けるものとします。ただし、貴重品については、直ちに最寄りの警察署へ届けるものとします。また、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、当宿泊施設にて任意に処分させていただきます。
- 当宿泊施設は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、お客様がこれに異議を述べることはできないものとします。

第15条(駐車の責任)

1. お客様が当宿泊施設の駐車場をご利用になる場合、当宿泊施設は駐車場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありません。ただし、当宿泊施設の駐車場内においてお客様に生じた車両の滅失、毀損等の損害について、当宿泊施設の責に帰すべき事由のあるときは、それが故意又は重過失である場合を除き、その賠償の責めに任じます。

第16条(お客様の責任)

1. お客様によるこの約款もしくは利用規約に違反する行為及びその他お客様の責に帰すべき事由により、当宿泊施設が客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、お客様に、当宿泊施設が被った損害を賠償していただきます。

第17条(客室の清掃)

1. 当宿泊施設が必要と認める場合には、隨時客室の清掃ができるものとします。
2. 前項の客室清掃について、お客様は、これを拒否できないものとします。

第18条(約款の改定)

1. この約款は、必要に応じて隨時改定することができるものとします。この約款が改定された場合、当宿泊施設は、改定後の約款の内容及び効力発生日を当宿泊施設のホームページに掲出するものとします。

■別表第1 宿泊料金の算定方法(第11条関係)

(内訳)

宿泊料金	基本宿泊料金、室料、飲食料金及びサービス料
付帯料金	追加飲食料金及びその他の利用料金とサービス料
税 金	消費税、入湯税等(温泉地のみ)

- 宿泊料金は、店舗内、パンフレット及びホームページ等に掲示する料金表によります。
- 大人の方と同じベッドで添い寝ができるのは、小学生以下の方に限るものとし、ベッド1台につき最大1名様(小学生未満の乳幼児は人数に含みません)までとさせていただきます。但し、客室の規模等により、人数を制限させていただく場合があります。

■別表第2 違約金(第5条関係)

通常期におけるキャンセル料(サービス料を除く)

14日前	7日前	4日前	前日	当日	連絡なしの不泊
宿泊料金の 10%	宿泊料金の 20%	宿泊料金の 40%	宿泊料金の 80%	宿泊料金の 100%	宿泊料金の 100%

◆利用規約

当宿泊施設は、お客様に安全・快適なご利用をいただくためと、ホテルの持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の利用規則を定めております。この規則に違反したときは、宿泊約款第6条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

第1項 当施設の利用にあたっての禁止・注意事項等

①施設全体について

1. 環境共生型施設

当グランピング五感は生物の多様性など敷地の持つ自然を最大限に活かした環境共生型施設です。自然の中には様々な生物が生息しております。ご理解とご了承をお願いいたします。

2. 施設利用にあたって

①ご宿泊のお客様以外のグランピングエリアへの立ち入りの禁止

②他の宿泊スペースへの立入の禁止

他のお客様がいる宿泊スペースには立ち入らないでください。

お子様連れのお客様はお子様の動向にご注意ください。

③サイレントタイム(静寂時間)

22時以降はサイレントタイムでございます。また、安全確保のため軽度な照明を点灯いたしますが、川や釣り堀の周辺は暗く雨や夜露により滑りやすくなっています。安全のための柵などを敢えて設けておりませんので22時以降は近づかないようにお願いいたします。場内への音響機器(スピーカー/楽器なども含む)のお持ち込みはご遠慮ください。場内でのボール遊びは全面禁止です。ボール以外のお持ち込み遊具につきましても、周りのお客様のご迷惑となる場合はご遠慮いただく事がございます。

④施設内の池・川への入水・遊泳の禁止 お子様連れのお客様は、特にご注意ください。

⑤指定場所以外および室内は全面禁煙(場内では、たばこの販売はいたしておりません。)

喫煙は指定の場所でお願いします。

⑥場内の花火は当施設より提供させていただくものに限りお楽しみいただけます。お持ち込みはご遠慮ください。

⑦プライベートデッキでは焚火禁止

⑧パラソル、タープ等のお持ち込みはご遠慮ください。

3. 貴重品、所持品等の管理・保管

①貴重品・高価品等については、お客様御自身で管理をお願いいたします。お客様が当施設内にお持ち込みになった物品、現金並びに貴重品・高価品について、当施設の故意又は重大な過失がない限り、滅失・毀損等の損害が生じても当施設は責任を負いかねます。

②夜間の食材等の保管

施設周辺は自然豊かな地域でございます。昆虫／野生動物が多く生息しています。

食材などは冷蔵庫もしくは室内にて保管してください。(対策はさせていただいておりますが、季節により害虫が寄ってくる事もありますのでご承知おきください)

4. 浴室・サウナの営業及びその利用

・浴 室：15時～23時、6時～9時30分までご利用いただけます。

・サウナ：15時～23時、6時～9時までご利用いただけます。

※ご飲酒後のお風呂、サウナのご利用はお控えください

5. その他

①暴力団関係者・入れ墨をされている方のご利用のお断り

②他のお客様のご迷惑となるような行為の禁止

ご迷惑となる行為をされた場合は、当施設より注意させていただきます。その際には速やかに改善をお願いします。改善が見られない場合は退場をお願いします。

③当施設は通常、毎日営業いたしておりますが、悪天候／災害など安全にグランピングをお楽しみ頂くことができない場合には、ご利用を中断し避難行動に移る場合がございます。

④当施設のご利用にあたって、利用者ご自身の不注意による事故、施設内の危険防止行為範囲を超えて回避できない要因による事故について当施設は一切責任を負いません。

②お食事について

①お食事について、持ち込みなどによる他の食材の調理はご遠慮ください。ただし、離乳食・ミルクなど乳幼児のお食事はご持参いただいて結構です。

②夕食のスタート時間は17時半・18時・18時半でございます。お時間になりましたら、各プライベートデッキに準備に参ります。(気象条件等により変更有)

③悪天候によりお食事の提供が母屋のダイニングホールになる場合がございます。ご了承ください。

④朝食のお時間は7時・7時半・8時でございます。お時間になりましたら、事前に各プライベートデッキに準備に参ります。(気象条件等により変更有)

⑤ワインのお持ち込みは、1本につき3,000円を申し受けます。

⑥ガスグリル等、火器の取り扱いは十分気を付けてください。利用後は必ず火が消えた事を確認してください。繰り返しとなります。他の食材の調理はご遠慮ください。

③ご宿泊について

①お部屋を空けられる際には安全の為、施錠にお努めください。

②貴重品は各自管理をお願いします。

③全てのお部屋にはエアコンが完備されています。快適な状態でお寛ぎください。

④浴室・サウナのご利用は23時までございます。

⑤夜間スタッフが見廻りを行うことがございます。何か必要なことがありますればお申しつけください。

第2項 施設利用上的一般的な禁止事項・注意事項について

①当宿泊施設内での次に定める行為は固く禁止しております。

1. 宿泊施設にある備品以外の暖房用、炊事用の火器及びその他の電化製品の使用
2. ベッド、その他の火災が発生しやすい場所及び当宿泊施設所定の場所以外での喫煙
3. 喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為
4. 次に定める物品の持ち込み
 - ①動物、鳥類等（飼い犬・盲導犬等を除く。）
 - ②覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
 - ③発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品
 - ④許可証の有無如何に関わらず銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
 - ⑤著しく多量もしくは重量のある物品
 - ⑥悪臭を発するもの
 - ⑦ごみ及び客室の衛生を妨げる物品
 - ⑧当宿泊施設内の使用を目的とした電化製品及び調理器具等の物品
 - ⑨その他当宿泊施設が客室への持込みを禁止することとした物品
5. 公序良俗に反する行為
6. 他のお客様にチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為
7. 館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用
8. 客室以外の場所での所持品の放置
9. 客用以外の施設への立ち入り
10. 当宿泊施設が許可する施設以外から飲食物等の出前を取ること
11. シャワールーム内及び大浴場内での染毛・漂白剤等の使用
12. 客室内でお香などを焚く行為
13. 営利を目的とした活動
14. その他当宿泊施設内の安全及び衛生の妨げとなる全ての行為

②客室内での次に定める行為は固く禁止しております。

1. 宿泊を目的としない利用
2. 外来者との客室での面会
3. 客室の窓に写真、ポスターを貼付し、その他宿泊施設の外観を損なう物品を掲示すること

③客室ルームキーを紛失した場合は、鍵交換工事に要する費用の全額を申し入れます。

④ 駐車場のご利用方法

1. 駐車台数は1棟につき1台とさせていただきます。
2. お客様のご利用時間は、原則としてご到着時から当宿泊施設が定めるチェックアウト時刻までとさせていただきます。
3. 駐車場敷地内の洗車は、原則禁止致します。

付則

この宿泊約款及び利用規則は、2022年7月1日（以下、「適用開始日」といいます。）から適用します。

その他ペットに関する条項は、ペットポリシーを遵守ください。